

事務連絡
平成19年6月15日

各都道府県
医政主管部（局）
介護保険主管部（局）} 御中

厚生労働省
医政局総務課
老健局計画課
老健局老人保健課

病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について

今般、「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」（平成19年5月31日付け医政発第0531003号・老発0531001号）を発出したところですが、表記の一部に下記のとおり誤りがありましたので、訂正するとともに、別添を改めて送付いたします。

記

<誤>

3 (4) 現に存する病院又は診療所に係る施設及び構造設備を介護老人保健施設等に係る施設及び設備と共に用する場合には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
第1条第3項に定める事項については変更の許可、同条第4項に定める事項については変更の届出を要すること。

<正>

3 (4) 現に存する病院又は診療所に係る施設及び構造設備を介護老人保健施設等に係る施設及び設備と共に用する場合には、法に定める所要の変更手続を要すること。



2 病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について

病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設等とを併設する場合には、患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等の区分を可能な限り明確にすること。

3 2の場合における病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備との共用について

(1) 2の場合における病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備は、それぞれの基準を満たし、かつ、各施設等の患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がない場合に限り、共用が認められること。

ただし、この場合にあっても、各施設等を管理する者については明確にしなければならず、また、次に掲げる施設等の共用は、認められないこと。

- ・病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室又は居室
- ・病院又は診療所の診察室と特別養護老人ホームの医務室

(2) (1)の判断に当たっては、共用を予定する施設についての利用計画等を提出させるなどにより、十分に精査すること。

(3) 共用を予定する病院又は診療所に係る施設及び構造設備に対して医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第27条の規定に基づく、使用前検査、使用許可を行うに当たっては、共用することによって法に定める基準を下回ることのないよう十分に注意すること。

(4) 現に存する病院又は診療所に係る施設及び構造設備を介護老人保健施設等に係る施設及び設備と共用する場合には、法に定める所要の変更手続を要すること。